

[ 事案 21-78 ] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

平成 22 年 7 月 9 日 和解成立

< 事案の概要 >

変額個人年金保険のリスクを含めた商品内容の説明がほとんどないまま、契約の締結をさせられたとして、契約を取消し既払込保険料を返還することを求め申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 19 年 6 月、募集銀行の職員(募集人)を窓口として変額個人年金保険に加入したが、その際、下記の通り、説明がほとんど行われぬまま契約締結に至ったものであり、契約を取消して一時払保険料を返還してほしい。

(1) 募集人は、父に私(申立人)名義の定期預金を原資とする申立契約の勧誘をし、保険内容の説明ももっぱら父に対して行われ、契約当事者である私に対して申立契約のリスクを含め契約内容の説明をほとんど行わず、所要時間 5, 6 分程度の手続で、元本欠損等のリスクのないものと誤信させて、申立契約に加入させた。

(2) 父も、申立契約が元本欠損のリスクのある商品であることを理解していなかった。

< 保険会社の主張 >

以下の通り、募集人には説明義務違反等はなく、申立人の本件保険加入について法律上の瑕疵はないので、申立人の請求に応じることは出来ない。

(1) 申立人に対する商品内容説明について

募集人は、6 月 8 日に申立人と面談し、申立人本人に対してパンフレットを示して 50%程度が株式で運用されることなどの商品内容を説明した。申立人は、契約申込書に自署押印するとともに、意向確認書等についても申立人自ら記載内容に目を通したうえでチェック欄の記入、署名をしている。

確かに、募集人による申立人との面談時間は 10~15 分間のみであることは認めるが、募集人は、申立人の父に対して事前に商品内容の説明をしており、申立人は、募集人が面談した時には、すでに加入を決めている様子であったことから、申立人は、募集人との面談前に、申立人の父より本件保険商品の商品内容について説明を受けていたものと合理的に推測される。これらのことから、申立人は本件保険商品の商品概要を理解していなかったものとは認められない。

(2) 申立人が父に加入判断を委ねていたことについて

申立人は、保険加入についての判断を自己に代わり父が行うことを了承し、その権限を父に授与していたのであるから、保険契約に加入するか否かの判断権限は申立人の父にあったため、募集人が申立人の父に対して商品説明を行い、父がその仕組みや元本欠損リスクを理解していれば、募集人の説明義務は尽くされているとみるべきである。

保険料の原資となった申立人名義の定期預金は、申立人の祖父より申立人が贈与を受けたとされるものであり、口座の管理は全て申立人の父が行っていた。募集人は、当初申立人の父を契約者とする保険の募集を行っていたところ、申立人の父より娘(申立人)名義の定期預金を利用したいとの申出があり、保険加入に至った。また、申立人は加入手続きにおいて父の指示に従い署名押印しており、申立人が保険加入の判断を父に委ねたとしても不自然不合理ではない。

(3) 申立人の父の保険内容の理解について

募集人は 6 月 1 日、申立人の父に対して設計書、パンフレットを用いて保険内容について説明するとともに申立人の父を契約者とする設計書を交付している。

申立人の父は投資信託などの運用の経験があり、募集人による説明により変額保険が元本欠損リスクのある商品であることは理解していたと認められる。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人、保険会社双方から提出された書面および申立人、募集人からの事情聴取の内容などにに基づき審理した結果、申立人にも、契約締結にあたり内容を十分理解することなく、意向確認書の投資リスクに関する理解を確認する質問等に対して、自ら「はい」にチェックし、保険契約者欄に自署している点など一定の過失が認められるものの、募集人は、申立人の父が申立契約を締結する権限を申立人から委任されていたわけではないことを認識しながら、契約者である申立人にリスクの説明をせず、わずか5、6分程度の説明で署名押印をさせた募集人の募集行為は、保険業法、金融商品販売法上問題があり、申立契約の有効性についても、消費者契約法、民法に照らして問題がないとは言えないことを踏まえ、保険会社に対し和解を促したところ、保険会社より和解案の提示があった。

審査会において検討した結果、同和解案は妥当なものであると考え、生命保険相談所規程第41条第1項にもとづき、同和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって円満に解決した。